

○農林水産省告示第四百六十号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和四年二月二十五日

農林水産大臣 金子原二郎

一 保安林の所在場所 高知県安芸市尾川字下井
甲八一のハ（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県厅及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百六十一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和四年二月二十五日

農林水産大臣 金子原二郎

一 保安林の所在場所 高知県長岡郡大豊町梶ヶ内字ウシロ山一一七九の一、一一七九の六から一一七九の三三まで

二 指定の目的 水源の涵養

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（次のとおり）は、省略し、その関係書類を高知県厅及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(一) 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和四年二月二十五日

農林水産大臣 金子原二郎

（一） 保安林の所在場所 愛知県北設楽郡豊根村
坂宇場字横平七二の三六、七二の一七一

（二） 指定の目的 水源の涵養

（三） 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（1） 次の森林については、主伐は、択伐による。
字横平七二の三六（次の図に示す部分に限る。）

（2） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（3） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（4） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（一） 保安林の所在場所 愛知県北設楽郡豊根村
下黒川字柿嶋一〇、一〇の一、一七、三沢字宝沢一七の一から一七の九まで、一八、一八の一、一八の二、上黒川字伊香一二の二、一二の三、字東宇連四一の六、四一の九、字境ノ沢八の一、字登長口二二の三、二三の二、二三の七、富山字兔鹿ノ平一〇の四（次の図に示す部分に限る。）、四の八、一〇の二、一〇の五、一三、字大久保三九、三九の二

○の二、立木の伐採の方法 土砂の流出の防備
指定の目的 指定施業要件

（二） 次の森林については、主伐は、択伐による。
字宝沢一七の一、一七の四、一七の九・字伊香一二の二、一二の三、字東宇連四一の九、字境ノ沢八の一・字兔鹿ノ平一〇の二、一〇の五、一三・字大久保三九・三九の二（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期割合以上のものとする。

(4) 伐採に係る森林は、次のとおりとする。
① 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊根村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第四百六十三号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和四年二月二十五日

農林水産大臣 金子原二郎

一 保安林の所在場所 岐阜県恵那市串原字大野一二二二の一、一二四五、一二四六の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大野一二二二の一・一二四六の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る)、一二四五

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期割合以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
① 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第四百六十四号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和四年二月二十五日

農林水産大臣 金子原二郎

| | |
|---|-----------------------------|
| 一 保安林の所在場所 | 岐阜県関市上之保字薄ヶ洞一〇六八三の一、一〇六八七の一 |
| 二 指定の目的 | 土砂の流出の防備 |
| 三 指定施業要件 | |
| 四 立木の伐採の方法 | |
| 1 字薄ヶ洞一〇六八三の一・一〇六八七の一 （以上二筆について次の図に示す部分に限る） | 次の森林については、主伐は、択伐による。 |
| 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 | |
| 3 主伐として伐採をすることがやきる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 | |
| 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 （1）立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その面図及び関係書類を岐阜県庁及び関市役所に備え置いて総覽に供する。） | |
| ○経済産業省告示第十九号 中小企業支援法（昭和三十八年法律第二百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、令和四年二月一日付けをもつて左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第二百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。 | 令和四年二月二十五日 |
| 登録番号 | 経済産業大臣 萩生田光一 |
| 氏名 | 登録番号 |
| 濱本 拓 | 422446 宮脇 秀誠 |
| 松本 卓郎 | 422447 伊藤 隆史 |
| 大石 誠人 | 422449 昆 大暉 |
| 南 雄一郎 | 422451 喜屋武 広貴 |
| 中村 和弘 | 422453 上月 靖之 |
| 廣川 朋也 | 422455 河津 優子 |
| 太田 悠介 | 422457 松本 和一 |
| 吉富 (大鷹) 久美子 | 422459 |
| 溝口 知希 | 422460 |
| 木村 静太 | 422461 山下 敬史 |
| 岡原 安博 | 422463 倉田 雅光 |
| 志村 武俊 | 422465 高橋 直哉 |